

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日発行)

◇ 告 示

目 次

- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号の一部改正
- 解除予定の保安林(三件)
- 保安林の指定の解除
- 保安施設地区予定地にする旨の通知
- 土地改良事業計画の変更の認可(七件)
- 基本測量を終わった旨の通知(二件)
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 県道の路線の廃止
- 都市計画法第六十六条による告示
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

告 示

災害危険区域の指定
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
電気工事士試験の実施

鳥取県告示第三百三十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先
耳鼻咽喉科 気管食道科	坂 口 幸 雄	米子市久米町三二 サンマリタン耳鼻咽喉医院
内 科	花 田 實	倉吉市下田中三四三 鳥取県立厚生病院
〃	蓮 尾 春 輝	〃
〃	森 崎 緑 朗	〃
整形外科	福 島 泰 夫	〃
麻 酔 科	山 内 教 宏	米子市西町三六二 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第三百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十九年三月三十一日	松 浦 診 療 所	米子市東町一一一

鳥取県告示第三百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医療機関名	所 在 地
昭和四十九年四月一日	松浦診療所	米子市東町一一一
昭和四十九年四月三日	石井内科医院	鳥取市布勢字河徳三三三二の四

鳥取県告示第三百三十三号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「東郷農業協同組合」を「東郷町農業協同組合」に改め、「舎人農業協同組合」及び「花見農業協同組合」を削る。

鳥取県告示第三百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三徳字大谷頭一四二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又二 一九六三の一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖の山国林有（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋東峯一八二四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡三朝町大字田代字香水谷七三八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱四号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱四号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡関金町大字小泉字下の谷四三三、四三六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに三朝町役場及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十九号

日野町から申請のあつた町営土地改良(槇ノ田地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十号

日南町から申請のあつた町営土地改良(笠木地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十一号

日南町から申請のあつた町営土地改良(豊栄地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良(上萩山地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第七項において準用する同法第九十六條の三第五項に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良(福万来地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第七項において準用する同法第九十六條の三第五項に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良(萩原地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第七項において準用する同法第九十六條の三第五項に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十五号

日南町から申請のあつた町営土地改良(神福地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第七項において準用する同法第九十六條の三第五項に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八條第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四條第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同條第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

鳥取市、倉吉市、気高町、青谷町、鹿野町、河原町、用瀬町、郡家町、八東町、船岡町、佐治村、若桜町、智頭町、岩美町、国府町、福部村、三朝町、東郷町、泊村、羽合町、北条町、大栄町、関金町、東伯町、赤碕町、名和町、大山町、中山町、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

三 終了年月日

昭和四十九年三月十日

鳥取県告示第三百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域

倉吉市、赤碕町、東伯町、大栄町、中山町、名和町、大山町及び淀江町

三 終了年月日

昭和四十九年三月九日

鳥取県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

219	整理番号	路線名	起	終	重要な経過地
		金屋谷江府線	日野郡溝口町金屋谷	日野郡江府町大字江尾	

鳥取県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年四月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	金屋谷江府線	日野郡溝口町金屋谷字上原 屋敷一〇四九番の二の先か ら同郡江府町大字江尾字堂 ノ後六六二番の四の先まで	二・〇 〇二三・〇	一六、四五一

鳥取県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年四月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金屋谷江府線	日野郡溝口町金屋谷字上原屋敷一〇四九番の二の先から同郡江府町大字江尾字堂ノ後六六二番の四の先まで	昭和四十九年 四月十二日

鳥取県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
111	大内江府線	日野郡溝口町大内	日野郡江府町	

鳥取県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三―三―四 日吉津四軒屋線
- 二 施行者の名称
鳥取県、
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町二丁目二二〇番地
- 四 事業地の所在
収用の部分

米子市皆生字砂池西、字御建及び字沖大境、上福原字北浜新田ノ壹、字北浜開、字北浜新田ノ四、字北浜沖開及び字下大境、東福原字北原ノ

八、字北原ノ七、字沖林ノ巻、字北原ノ六、字沖林ノ式、字北原ノ五及び字沖林ノ参、西福原字大向屋敷通懸水西ノ三、字堀川尻己、字北原開之式、字堀川尻戌、字大向堂之北ノ式、字堀川尻丁、字北原堀川端之式、字堀川尻丙、字北原堀川端之参、字堀川尻乙、字堀川御建際、字堀川尻甲及び字堀川中並びに両三柳字堀川、字平八道西及び字三右衛門道西北地内

鳥取県告示第三百五十三号

急傾斜の地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 (一) 名称 浜坂地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 鳥取市浜坂字上土居四五二、四五三、四五三ノ内第一、四五

三ノ二、四五六、四五七ノ一、四五七ノ二及び四五八、字上ノ

山ノ一 一一二四ノ一及び一一二四ノ二並びにこれらと一体を

なす国有地

二 (一) 名称 下佐貫地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 八頭郡河原町大字佐貫字海津一一一九ノ一、一一一九ノ二、

一一二〇、一一二一、一一二八ノ一、一一二八ノ二、一一二八

ノ四、一一二八ノ五、一一二八ノ六、一一二八ノ七及び一一二

八ノ八、字山土居一九四六、一九四七、一九四八、一九四八ノ二、一九四八ノ三、一九四八ノ四、一九四八ノ六、一九四八ノ七、一九四八ノ八、一九四八ノ九、一九四九ノ一、一九四九ノ二、一九四九ノ三、一九四九ノ四、一九四九ノ五、一九四九ノ六、一九五一、一四五九及び一九五九次一並びにこれらと一体をなす国有地

三 (一) 名称 長和瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 気高郡青谷町大字長和瀬字垣ノ内一五一次一、一五一次二、

一五二ノ一、一五二ノ二、一六〇、一六一ノ一、一六五ノ三、

一六五次二及び一〇八一並びにこれらと一体をなす国有地

四 (一) 名称 上橋津地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 東伯郡羽合町大字上橋津字西ノ上三三四、三三五、三三六、

三三七ノ一、三三七ノ二及び三三八、字家ノ上四五五、四五六、

四五七、四五八ノ一、四五八ノ二、四五九、四六一、四六二、

四六三ノ一及び四六四、字二ノ村ノ内二九一、二九二、二九六、

三〇一ノ一、三〇二、三〇三ノ三、三〇四、三〇五ノ一、三〇

五ノ二、三〇六ノ一、三〇六ノ二、三〇八、三〇九、三一一及び

三二四ノ一、字村ノ内二七七、二七八ノ一、二七八ノ二、二

七九、二八〇、二八一、二八四、二八五ノ二、二八六、二八六

ノ一、二八九及び二九〇並びにこれらと一体をなす国有地

五 (一) 名称 福井地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 西伯郡淀江町大字福井字村下屋敷二三三ノ二、二三三ノ一、

二三四、字東畑ヶ谷二六七、二六八及び二六九

六 (一) 名称 祇園地区急傾斜地崩壊危険区域

- (一) 区域 米子市祇園町二丁目七二ノ一、七二ノ三、七三ノ二、七四ノ四及び七四ノ六
- 七(一) 名称 三部地区急傾斜地崩壊危険区域
- (二) 区域 日野郡溝口町大字三部字勤部屋敷六七七、六七八、六七九、六九五、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八及び九〇九
- 八(一) 名称 三栄地区急傾斜地崩壊危険区域
- (二) 区域 日野郡日南町大字三栄字御明谷右平ラ一五三六ノ二の一部、字雁田山一五六五の一部、一五六八の一部及び一五六九の一部、字下モ原一六三九、一六四〇ノ一、一六四〇ノ二、一六四〇ノ三、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六ノ一、一六五六ノ二、一六五六ノ三、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二及び一六七三並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第三百五十四号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二

条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域
西御門 炎 害危険区域	八頭郡家町大字西御門字山手屋敷一〇六、一〇六一、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一七、一一八、一一八次一、一二九、一九次一、一二〇、一二〇次一、一二一、一二二、一二三、一二三次一、一二三次二、一二三―四、一二四、一二五次一、一二五次二、一二五―三、一二六及び一二七、字井手山七三三、七三四、六三六、七三八、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四九及び七五一並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷
市場 炎 害危険区域	八頭郡家町大字市場字下土井一九九、二〇〇及び二〇一、字堤ノ谷(二〇二、二〇二ノ二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九ノ一、二〇九ノ二、二二三、二二四、二二四ノ一、二二五、二二五ノ一、二二五ノ二、二二七、二二〇ノ二、二二〇ノ三、二二〇次一、二二三及び二三三、字城山七一八、七一九、七二一、七二七の一部及び七四二並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷
	東伯郡大栄町大字亀谷字上谷四〇六一、四〇六一二、四〇七一、四〇七一二、四〇七一三、四〇八一、四〇八一二、四〇九一、四〇九一二、四〇九一三、四〇九一四、四一〇一、四一〇一二、四一〇一三、四一〇一五、四一〇

亀谷災害危険区域

一六、四三〇及び四三一、字広江の空四〇二、四〇三一の
 一の一部、四〇三一五、四〇三一六、四〇四一一、四〇
 四一三及び四〇五一二、字広江の前四〇一一一、四〇一
 一四及び四〇一一六並びにこれらと一体をなす道路敷及
 び水路敷

下坪災害危険区域

西伯郡名和町大字東坪字西屋敷二三〇、二三一、二三三、
 二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三八一、
 二四〇、二四一、二四二、二四四、二九七、二九八、三
 〇〇、三〇一一、三〇一三、三〇一四、三〇二一、
 三〇二四、三〇三三、三〇四及び三〇五、字寺ノ上
 三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一五一、三一五
 一、三一六、三一七、三二二、三二三、三二四及び三
 三二並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷

上石見災害危険区域

日野郡日南町大字中石見字馬ヲロシ一一、一一二、
 三、四一一、四一二、五、六一一、六一二、六一三、六
 一四、六一五、六一六、七一二、七一三、八一一の一部、
 八一二、八一四、一〇一一・一三三の一部、一五、一六、一
 七、二八二及び二八一三、大字上石見字寺の前九二九一
 一、九二九一二及び九二九一三、字寺畑ケ九二七・九二八
 一一の一部並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷

鳥取県告示第二百五十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(麁の指定について)の一部を

次のように改正する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立智頭農林高等学校 八頭郡智頭町大字智頭七一一の一」を「
 鳥取県立智頭農林高等学校 八頭郡智頭町智頭七一一の一」に、「鳥取県
 立青谷高等学校 気高郡青谷町北浜二、九五二」を「鳥取県立青谷高等学
 校 気高郡青谷町大字青谷二、九一二」に、「鳥取県立由良育英高等学校
 東伯郡大采町由良宿四二三」を「鳥取県立由良育英高等学校 東伯郡大
 采町大字由良宿字下の松四二三の一」に、「鳥取県立赤碕高等学校 東伯
 郡赤碕町大字赤碕一、九五七の一」を「鳥取県立赤碕高等学校 東伯郡赤
 碕町赤碕一、九五七の一」に、「鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町
 三〇七」を「鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町一」に、「鳥取県立
 境水産高等学校 境港市上道町二、〇六四」を「鳥取県立境水産高等学校
 境港市中野町二、〇〇〇」に、「鳥取県立根雨高等学校 日野郡日野町根
 雨中祖三三八の四」を「鳥取県立根雨高等学校 日野郡日野町根雨字馬子
 田三一〇」に改める。

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭
 和49年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和49年4月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和49年6月16日(日曜日) 午後1時から午後3時まで
 イ 場所 鳥取市倉吉市及び米子市

(2) 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
電気機器配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブライヤケープの取付け方法

4 接地工事の方法

一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
---------------	--

配線図

配線図の表示事項及び表示方法

一般用電気工作物の保安に関する法令

- 1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)
- 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)
- 3 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)、電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和49年8月11日(日曜日) 午前8時30分から午後5時

まで

イ 場所 鳥取市

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキヤプタイヤケールの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課防災係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはりつけること。

4 受験願書の受付期間

昭和49年5月1日から昭和49年5月31日まで

5 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。